

社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会
福祉機器貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉機器の貸出により、身体の不自由な人の一時的な日常生活の援護を図ることを目的とする。

(貸出の方法及び決定)

第2条 前条の機器を借りる場合、必要な書類を会長に提出し、会長が審査し決定する。

(1) 借り受け申請書 (別紙様式) 1通

(賃貸料)

第3条 貸出1回についての賃貸料は、下記のとおりとし、貸出時に納入するものとする。

ベッド 1,000円 車イス 500円 エアーマット 3,000円
その他 200円

(不正利用の防止)

第4条 貸出を受けた者がこれを転貸したり、その他貸出の趣旨に反する行為があつたとき、及び借り受け申請書の記載事項に相違があると認められた場合は、会長は直ちに返還させることができる。

(その他)

第5条 この要綱以外のことは会長が定める。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別紙様式

福祉機器借受申請書

1. 物品名 (借受物品を○で囲んでください。)

ベッド マットレス サイドレール オーバーテーブル
車いす エアーマット 松葉杖 その他

1. 借受者(使用者)住所 長野原町大字
電話

1. 借受者(使用者)氏名

1. 借受期間

1. 借受理由

上記により貸し出し規則を遵守し、申請いたします。
ただし、社協会長より返還の申し出があったときは遅滞なく返還いたします。

平成 年 月 日

借受申請者氏名 ⑩

長野原町社会福祉協議会長 様

返 還 証

上記物品確かに返還しました。

平成 年 月 日

返 還 者 氏 名 ⑩

受領確認者氏名 ⑩